

# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース



第50号

**架空請求が最多**

最も多かった相談は、ハガキやメールによる架空請求で33件ありました。中にはコンビニで高額な電子マネーを購入して支払ってしまったケースもありました。このような架空請求は現在でも全国的に発生していますので、引き続き注意が必要です。

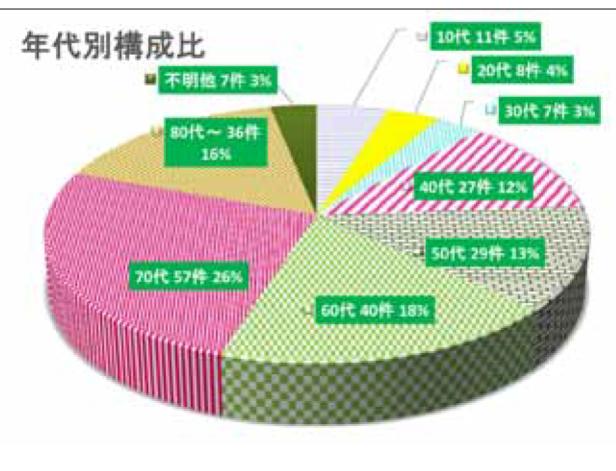
**若者の消費者トラブルが多発！**

目立った相談としては、10代の若者が当事者になるトラブルが急増しました。具体的には、通信販売の定期購入トラブル、アダルトサイトや動画サイト、オンラインゲームのトラブル、身に覚えのない請求などでした。大人になる前に学校などで契約の知識やルールを学んでおくことが大切です。

令和元年度、幕別町消費生活センターに寄せられた相談件数は222件でした。

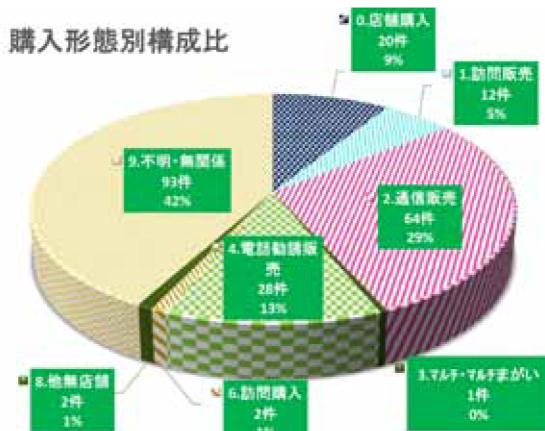
## 若者の消費者トラブル多発！

令和元年度消費生活センター報告



**定期購入のトラブル**

お試しで購入し、後から定期購入の契約と気づいたという通信販売のトラブルは、全年代で目立ちました。通信販売で購入したものは、クーリング・オフ（一定期間無条件の契約解除）ができません。購入前に返品条件等を必ず確認しましょう。



令和2年度 消費者月間統一テーマ  
「豊かな未来へ♪『もつたいない』からはじめよう！♪」  
◆毎年5月は消費者月間です◆

出前講座を  
利用してみませんか

消費生活相談員が地域のコミュニティセンターや会館などに出向き、悪質商法や特殊詐欺の手口や対処法について最近の相談事例を紹介しながらお話しします。30分以内の「チラシ講座」もありますので、お気軽にご活用ください。

第1・3・5水曜日（祝日・年末年始を除く）は、午後7時まで札内相談室で来所・電話ともにご相談を受け付けています。予約は不要です。お仕事や学校の都合で日中に相談できない方、お気軽にご相談ください。

夜間相談を  
実施しています

問 幕別町消費生活センター(☎幕55-5800)

地区	相談受付		場 所
幕別	火曜・木曜	午前9時～午後4時	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	(札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜		忠類コミュニティセンター



それ、給付金を装った  
詐欺かもしれません！

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」  
「暗証番号」の詐取にご注意ください！

### 特別定額給付金について

- 市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めるることは、絶対にありません。
- 具体的な給付の方法等は検討中です。  
現時点で、市区町村や総務省などが、住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を電話や郵便、メールでお問合せすることは、絶対にありません。

もしかして？ 不安になったらすぐ電話！



消費者ホットライン188（局番なしの3桁番号）

最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））